

令和5年12月20日

担当部局	岡山県備前県民局 地域政策部環境課
担当者	野崎、中村
連絡先	086-233-9805(直通)

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

(1) 住所 岡山県岡山市北区檜津592番地1

(2) 名称 株式会社プロテクトシステム 代表取締役 たかはし なおみ 高橋 直美

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和5年12月18日

4 処分理由

被処分者の役員である者が役員を務める法人が岡山県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可取消しの処分を受けた。

このことにより、被処分者は法第14条の3の2第1項第3号に規定する産業廃棄物処理業許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03300222778号）

(1) 許可年月日 令和3年7月30日

(2) 許可の有効年月日 令和8年7月29日

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上8種類